

第2次越谷市いのち支える自殺対策推進計画（案）に対するパブリックコメントの結果

【区分】①意見を反映する ②意見の反映はしない（考えを説明、今後の参考とする） ③その他（質問、要望等）

No.	該当箇所	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	P1【第1章1.1】	全国の自殺者数は、国の自殺対策により年間3万人超えから2万人超えに推移しましたが、本市の自殺者は54人と変わらない推移です。そのため、相談体制の利用推進を図り、厚生労働省の「しごとより、いのち」との連携推進、官民協働による連携推進により、自殺者数を50人（45人）に減少させるよう、計画の見直しをお願いします。	本市の自殺者数の推移につきましては、P6「（1）自殺者数の推移」の文章中に、「平成23年(2011年)まで80人前後で推移していましたが…」と記述しており、本市におきましても減少は認められております。また、労働問題に係る自殺対策につきましても、「重点施策B」として、P65より記述しております。 自殺者数につきましては、本計画では自殺死亡者数でなく、人口10万人当たりで算出する自殺死亡率を指針としております。国が令和8年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)より30%以上減少させることを目標と定めているため、本市におきましてもP31「3.2 数値目標」において、同様に、自殺死亡率を12.2以下にすることと記述しております。なお、自殺死亡率の数値目標を本市の人口から人数換算いたしますと、約41人となります。	③
2	P6【第2章2.1（1）】	全国の自殺者数は、国の自殺対策により年間3万人超えから2万人超えに推移しましたが、本市の自殺者は54人と変わらない推移です。そのため、相談体制の利用推進を図り、厚生労働省の「しごとより、いのち」との連携推進、官民協働による連携推進により、自殺者数を50人（45人）に減少させるよう、計画の見直しをお願いします。	上記1と同じ。	③

3	P43【<外来（発達）相談>】	<p>児童発達支援センターが「外来（発達）相談」するとありますが、発達相談は病院の小児科や精神科にある発達外来が担当すべきではないでしょうか。直営の児童発達支援センターが実施するのは、民間病院との機能が重複すると考えられるため、税金の無駄遣いを感じてしまいます。</p>	<p>児童発達支援センターは、厚労省の指針において、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、各市町村に同センターを設置することになっております。</p> <p>発達相談におきましては、令和6年1月現在、市内に乳幼児の発達障害を診察可能な医療機関は限られており、診察につながるまで数か月を要する場合があります。医療機関への受診は保護者にとってハードルが高い場合が多く、地域の身近な場所で、発達の気になる段階から子どもと家族のサポートができる体制は必要と考えます。</p> <p>医療面以外の総合的な相談や適切な関係機関との連携等により、保護者の不安を軽減するとともに、自殺リスク等に早期に気づくことも含めた支援を行っております。</p> <p>今後とも民間の医療機関等も含めた各種社会資源と連携し、市民サービスの向上に努めてまいります。</p>	③
4	P64【<児童発達支援事業（ぐんぐん・のびのび）><早期療育発達支援事業（早期療育教室）>】	<p>両事業については市が行うのではなく、民間児童発達支援事業者がたくさんあるため、その「事業所を支援する事業」を行うという方向性が行政としての立場ではないでしょうか。サポート体制のなかに、民間を育てる視点が全体的に欠けていると思います。官民協働を第5章（P72）で謳っているわけですから、発達支援の領域についても、なんでも直営でやるのではなく、民間活用事業を推進してください。</p>	<p>児童発達支援センターでは、令和5年度より事業所支援を目的とした研修会を実施しております。専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障がい児を預かる施設の質の担保と量的拡大に繋がるよう支援しております。</p> <p>早期療育教室につきましては、発達の気になる段階から相談でき、早期支援により保護者の不安解消につながる必要な事業と位置付けております。</p> <p>今後とも民間の事業者等も含めた各種社会資源と連携し、市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、自殺対策に係る民間サポート体制につきましては、「基本施策（9）自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援」として、P53より記述しております。</p>	③
5	P90【6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする】	<p>「精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置」にある、「専門職」とは具体的にどの職種を指すのでしょうか。精神科医師、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士等、精神科医療に携わる専門職すべてになるのか、具体的に教えてください。</p>	<p>当該箇所は、国の自殺総合対策大綱における当面の重点施策として示されたもので、具体的には、「…これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなど取組を進める。」と掲載されております。</p> <p>本市といたしましても、「専門職」の職種につきましては、お見込みのとおり精神科医療、保健、福祉等に携わる専門職を想定しております。</p>	③